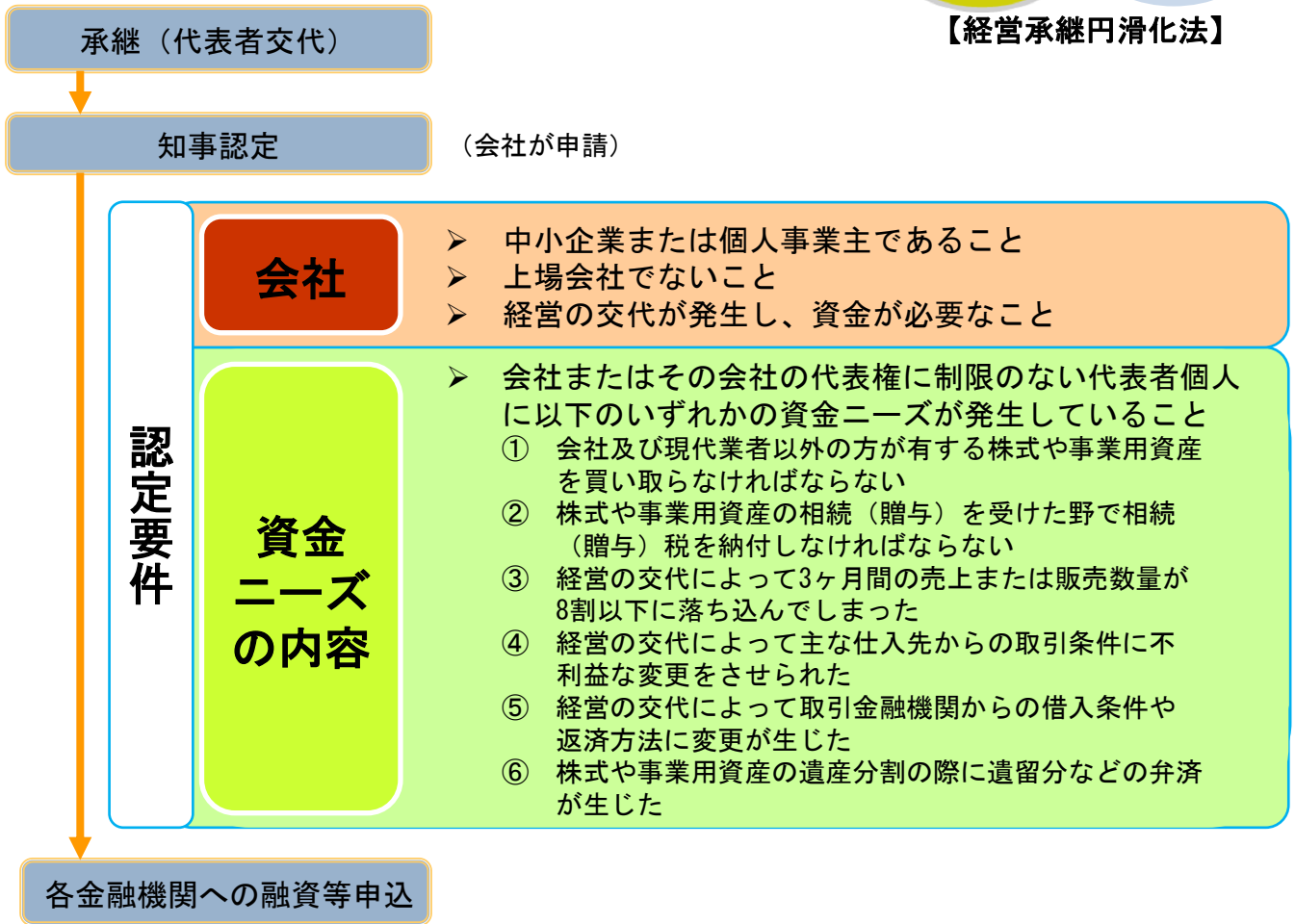


金融支援

相続等で分散した株式や事業用資産の買取りに多額の資金が必要になる、経営者の交代により信用状態が悪化し、銀行の借入条件や取引先の支払条件が厳しくなる、といった事業承継の課題に対応するため、低利融資と信用保証の拡大が受けられます。



知事認定のご相談、認定申請・年次報告は、

京都府 商工労働観光部 ものづくり振興課 宛

をお願いいたします。

TEL 075-414-4851

URL 「京都府の産業支援について」

<http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/index.html>

【低利融資】

① 融資の対象となる場合

- a. 会社又は個人事業主が後継者不在などにより事業継続が困難となっている会社から、事業や株式の譲渡などにより事業を承継する場合。
- b. 会社が株主から自社株式や事業用資産を買い取る場合。
- c. 後継者である個人事業主が、事業用資産を買い取る場合。
- d. 経営承継円滑化法に基づく認定を受けた会社が会社の代表者個人が、自社株式や事業用資産の買取りや相続税や贈与税の納税などを行う場合。

② 融資の条件<株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）の場合>

- a. 融資限度額：7億2千万円（うち運転資金4億8千万円）
- b. 融資利率：通常1.21%の基準利率が適用される所、0.81%の特別利率を適用。

【信用保証】

経営承継円滑化法に基づく認定を得た会社及び個人事業主が、事業承継に関する資金を金融機関から借り入れる場合には、信用保証協会の通常の保証枠とは別枠が用意されています。

通常保証枠	別枠
普通保険（2億円）	+2億円
無担保保険（8,000万円）	+8,000万円
特別小口保険（1,250万円）	+1,250万円

※代表者個人は、信用保証協会の保証の対象になりません。

【制度利用の主な注意点】

- 京都府知事の認定が必要です。
- 申請前に、経営交代が起きている必要があります。
- 京都府知事の認定の取得が、融資や保証を担保するものではありません。（各金融機関等の審査が別途行われる。）

【手続・問い合わせ先】

- 事業承継税制・金融支援 ⇒ 京都府商工労働観光部ものづくり振興課（TEL. 075-414-4851）
- 民法特例 ⇒ 近畿経済産業局（TEL. 06-6966-6023）

※詳細（経営承継円滑化法申請マニュアル・様式）

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2014/141217Yoshiki.htm>